

九州大学農学部附属演習林学生宿舎利用規程

平成16年度九大規程第22号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 3年 3月25日
(令和2年度九大規程第66号)

(趣旨)

第1条 この規程は、農学部附属演習林学生宿舎（以下「学生宿舎」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

(宿舎)

第2条 演習林に、次の学生宿舎を置く。

福岡演習林学生宿舎

宮崎演習林学生宿舎

北海道演習林学生宿舎

(利用者の範囲)

第3条 学生宿舎を利用することができる者は、次のとおりとする。

(1) 九州大学（以下「本学」という。）の学生又は職員であつて、農学部附属演習林福岡演習林、宮崎演習林又は北海道演習林において実習、研究又は研修を行う者

(2) 農学部附属演習林長（以下「演習林長」という。）が特に認めた者

(利用の手続)

第4条 学生宿舎を利用しようとする者は、所定の利用申込書により演習林長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 学生宿舎の利用を許可したときは、所定の方法により使用許可を通知する。

(利用の許可の取消し)

第5条 演習林長は、利用を許可された者（以下「利用者」という。）が、この規程に違反したとき、若しくは利用申込書に虚偽の記載をしていることが判明したとき、又は特別の必要が生じたときは、利用の許可を取り消すことがある。

2 前項の利用の許可の取消しによって生ずる損害については、本学はその責めを負わないものとする。

(利用者の義務)

第6条 利用者は、演習林長が定める学生宿舎利用心得を厳守しなければならない。

(損害賠償)

第7条 利用者は、建物又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。

(使用料等)

第8条 第3条第2号の利用者は、次の表に定める施設設備の使用料を所定の期日までに納付しなければならない。

利用区分	使用料(1人1泊につき)	納付先
福岡演習林学生宿舎	1,100円	福岡演習林
宮崎演習林学生宿舎	4月～10月 500円 11月～3月 860円	宮崎演習林
北海道演習林学生宿舎	5月～9月 630円 10月～4月 1,200円	北海道演習林

2 利用者は、次の表に定める雑費を所定の期日までに納付しなければならない。

利用区分	雑費(1人1泊につき)	納付先
福岡演習林学生宿舎	540円	福岡演習林
宮崎演習林学生宿舎	420円	宮崎演習林
北海道演習林学生宿舎	350円	北海道演習林

3 既納の使用料等は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責に帰すことができない事由により使用できない場合にあっては、この限りではない。

(事務)

第9条 学生宿舎利用に関する事務は、農学部等事務部財務課演習林総括係において行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第19号)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第146号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第102号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第70号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第66号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。